

令和4年度 少量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る日程について (お知らせ)

令和3年10月29日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第3条第1項第5号に規定する少量新規化学物質の製造・輸入の確認を受ける場合には、①電子申出【オンライン】、②光ディスクによる申出【郵送】（送付先：経済産業省）、③書面による申出【郵送】（送付先：環境省）、のいずれかの方法により、受付期間内に申出書類を提出いただく必要があります。

令和4年度における申出書類の受付日程について、次のとおりお知らせします。

1. 申出書類の受付日程について

申出方法によって、申出書類の受付期間が異なりますので、ご注意ください。

	申出方法	申出書類の受付期間	確認(不確認) 通知書 到達予定日
第1回	電子	令和4年1月19日(水)～1月26日(水)	令和4年 3月25日まで
	光ディスク	令和4年1月17日(月)～1月21日(金)	
	書面	令和4年1月17日(月)～1月21日(金)	
第2回	電子	令和4年4月1日(金)～4月7日(木)	5月20日頃
	光ディスク	受け付けておりません。	
	書面		
第3回	電子	令和4年5月9日(月)～5月13日(金)	6月20日頃
	光ディスク	受け付けておりません。	
	書面		
第4回	電子	令和4年6月1日(水)～6月7日(火)	7月20日頃
	光ディスク	令和4年6月1日(水)～6月7日(火)	
	書面	令和4年6月1日(水)～6月6日(月)	
第5回	電子	令和4年7月1日(金)～7月7日(木)	8月10日頃
	光ディスク	受け付けておりません。	
	書面		
第6回	電子	受け付けておりません。(※)	8月30日頃
	光ディスク		
	書面		

第7回	電子	令和4年9月1日(木)～9月7日(水)	10月20日頃
	光ディスク	令和4年9月1日(木)～9月7日(水)	
	書面	令和4年9月1日(木)～9月6日(火)	
第8回	電子	令和4年10月3日(月)～10月7日(金)	11月10日頃
	光ディスク	受け付けておりません。	
	書面		
第9回	電子	令和4年11月1日(火)～11月8日(火)	12月10日頃
	光ディスク	受け付けておりません。	
	書面		
第10回	電子	令和4年12月1日(木)～12月7日(水)	令和5年 1月16日頃
	光ディスク	令和4年12月1日(木)～12月7日(水)	
	書面	令和4年12月1日(木)～12月6日(火)	

(※) 第6回は、新規の申出の受付は行わず、第5回までに受け付けた用途証明書の添付のない申出(第6回以降の確認が留保されているもの)に対する確認のみを行いますのでご注意ください。

2. 注意事項

(1) 新たに電子申出を開始する際は、事前に「申出者コード」の取得手続を行ってください。

・電子申出には、「申出者コード」(5桁のID)が必要となります。電子申出を初めて行う際には、申出を予定している受付期間の前月の1日まで(1日が土日祝日の場合は翌営業日まで)に、電子情報処理組織使用開始申出書(様式第15)を提出してください。

(⇒手続の詳細は、3.の参考資料からご確認ください。)

・令和4年1月の受付期間に電子申出する場合、様式第15は令和3年12月10日(金)までに提出をお願いします。申出者コードは、令和4年1月11日(火)までに送付します。

・なお、一度取得された申出者コードは、更新の必要はなく、以降の電子申出でも、引き続き使用することができます。

(2) 申出書は、受付期間が到来したらすぐに提出できるよう、事前の準備をお願いします。

・電子申出において、申出書類を送信しようとした際に不慮の通信トラブルに見舞われ、締切直前であったために受理できなかったケース等もありますので、電子申出は、受付締切日の1～2日前までに行っていただくことをお勧めします。

・光ディスクによる申出及び書面による申出における郵送については、受付締切日の消印有効としますが、お早めに準備・提出いただくようお願いいたします。

3. 参考資料

少量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る手続の詳細については、以下のホームページを参照してください。

○経済産業省「少量新規化学物質の申出」のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_index.html

4. 次回のお知らせについて

令和5年度の「少量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る日程について」のお知らせは、令和4年10月頃に公表する予定です。

5. 問合せ先

ご不明な点等につきましては、以下にお問い合わせください。

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

(電話) 03-5253-1111 (内線 2427) 、 (FAX) 03-3593-8913

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

(お問合せフォーム)

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

※お問い合わせ種別は、化審法（新規化学物質申請【通常、低生産量、少量、高分子】）を選択してください。

(電話) 03-3501-0605

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

(電話) 03-5521-8253、 (FAX) 03-3581-3370

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）化学物質管理センター安全審査課

(お問合せフォーム)

<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/toiawase/informationForm.html>

(電話) 03-3481-1812